

昭和三十六年政令第三百四十一号

割賦販売法施行令

内閣は、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第二条第二項、第十一条第一号、第十五条第一項第二号及び同条第二項（第十九条第二項（第三十三条において準用する場合を含む。）及び第三十三条において準用する場合を含む。）並びに第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。（指定商品等）

第一条 割賦販売法（以下「法」という。）第二条第五項の指定商品は、別表第一に掲げる商品とする。

法第二条第五項の指定権利は、別表第一の二に掲げる権利とする。

法第二条第五項の指定役務は、別表第一の三に掲げる役務とする。

法第二条第六項の政令で定める役務は、別表法（割賦販売に係る情報通信の技術を利用する方法）

第二条 割賦販売業者は、法第四条の二の規定により同条に規定する事項を提供しようとするときは、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該利用者又は購入者若しくは役務を受ける者に対し、その用いられる承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た割賦販売業者は、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

前項の規定による承諾を得た割賦販売業者は、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に対し、法第四条の二に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。（所有権に関する推定に係る指定商品）

第三条 法第七条の政令で定める指定商品は、別表第一に掲げる指定商品（同表第一号、第四十五号及び第四十六号に掲げるものを除く。）と（許可に係る前払式割賦販売業者等の年間の販売額等）

第四条 法第十一条第一号及び第三十五条の三六十一第一号の政令で定める金額は、千万円とする。

<p>第五条 法第十一条第一項第二号（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定する金額は、五十以上の営業所又は代理店を有する法人につては一億円、十以上五十未満の営業所又は代理店を有する法人につては五千万円、その他の法人につては二千万円とする。</p> <p>法第三十三条の二第一項第三号に規定する金額は、二千万円とする。</p> <p>前項の規定による請求をした者が法第二十二条第一項の権利を有することが明らかでない場合</p>	<p>（前払式割賦販売業者等の資本金又は出資の額）</p> <p>第六条 法第十五条第二項（法第三十三条の二第二項、第三十五条の二の十一第一第二項、第三十五条の三の二十六第二項、第三十五条の三の二十七第二項及び第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）に規定する資産の合計額又は負債の合計額は、法第十二条第一項（法第二十二条第一項の規定による更新の申請の日前一日未満の一定の期間内に当該経済産業局長に債権の申出をすべきこと及びその期間内に当該経済産業局長に債権の申出をしないときは当該公示に係る営業保証金についての権利の実行の手続から除外されるべきことを公示しなければならない。</p> <p>前項の規定による請求を受理した日（以下「受理日」という。）から起算して十日を経過する日以前に法第二十条の三第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十条第一項の規定による公示で当該許可割賦販売業者等に係る当該営業保証金又は前受業務保証金に係るものがされた場合</p>
<p>二 前項の規定による請求を受理した日（以下「受理日」という。）から起算して十日を経過する日以前に法第二十条の三第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十条第一項の規定による公示で当該許可割賦販売業者等に係る当該営業保証金又は前受業務保証金に係るものがされた場合</p>	<p>二 前項の規定による請求を受理した日（以下「受理日」という。）から起算して十日を経過する日以前に法第二十条の三第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第十条第一項の規定による公示で当該許可割賦販売業者等に係る当該営業保証金又は前受業務保証金に係るものがされた場合</p>

<p>三 受理日以後受理日から起算して十日を経過する日までにされた当該許可割賦販売業者等に係る確認書の交付の請求のうち理由があると認められるものに係る金額の合計額が、その日ににおいて、当該許可割賦販売業者等が供託している営業保証金及び前受業務保証金の額並びに当該許可割賦販売業者等に係る供託委託契約の受託者が前受業務保証金として供託し又は供託することとされている額の合計額（受理日前に確認書の交付の請求をし、まだ當業保証金又は前受業務保証金の還付を受けていない者の還付を受けるべき金額に相当する額を除く。）を超える場合</p>	<p>三 受理日以後受理日から起算して十日を経過する日までにされた当該許可割賦販売業者等に係る確認書の交付の請求のうち理由があると認められるものに係る金額の合計額が、その日ににおいて、当該許可割賦販売業者等が供託している営業保証金及び前受業務保証金の額並びに当該許可割賦販売業者等に係る供託委託契約の受託者が前受業務保証金として供託し又は供託することとされている額の合計額（受理日前に確認書の交付の請求をし、まだ當業保証金又は前受業務保証金の還付を受けていない者の還付を受けるべき金額に相当する額を除く。）を超える場合</p>
<p>四 第二項の規定による公示があつた後は、第八条第一項の規定による請求をした者がその請求を取り下げた場合においても、手続の進行は妨げられない。（権利の調査）</p>	<p>四 第二項の規定による公示があつた後は、第八条第一項の規定による請求をした者がその請求を取り下げた場合においても、手続の進行は妨げられない。（権利の調査）</p>

<p>第七条 法第十八条の三第四項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。以下同じ。）の権利の実行のため営業保証金又は前受業務保証金の還付を受けようとする者は、その所持する金庫連合会並びに信用協同組合で出資の総額（確認書）</p>	<p>はその前受業務保証金に係る前受業務保証金供託委託契約（以下「供託委託契約」という。）を締結している許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者（以下「許可割賦販売業者等」という。）の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に対し、確認書の交付を請求することができる。</p> <p>経済産業局長は、次に掲げる場合には、確認書を交付してはならない。</p> <p>前項の規定による請求をした者が法第二十二条第一項の権利を有することが明らかでない場合</p>
<p>第八条 法第二十二条第一項（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。以下同じ。）の権利の実行のため営業保証金又は前受業務保証金の還付を受けようとする者は、その所持する金庫連合会並びに信用協同組合で出資の総額（確認書）</p>	<p>はその前受業務保証金に係る前受業務保証金供託委託契約（以下「供託委託契約」という。）を締結している許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者（以下「許可割賦販売業者等」という。）の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に対し、確認書の交付を請求することができる。</p> <p>経済産業局長は、次に掲げる場合には、確認書を交付してはならない。</p> <p>前項の規定による請求をした者が法第二十二条第一項の権利を有することが明らかでない場合</p>

(個別信用購入あつせん業者に対する抗弁)
第二十六条 法第三十五条の三の十九第四項の政令で定める金額は、四万円とする。
(個別信用購入あつせんに係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十七条 個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者は個別信用購入あつせん業者は、法第三十五条の三の二十二第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、經濟産業省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ当該購入者又は当該役務の提供を受けた者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た個別信用購入あつせん関係販売業者若しくは個別信用購入あつせん関係役務提供事業者又は個別信用購入あつせん業者は、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者に対し、法第三十五条の三の二十二第一項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該購入者又は当該役務の提供を受ける者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項に規定するもののほか、法第三十五条の三の二十二第二項に規定する事項を電磁的方法(同項の經濟産業省令・内閣府令で定める方法を除く。)により提供する個別信用購入あつせん業者は、經濟産業省令・内閣府令で定めるところにより、当該事項が当該購入者又は当該役務の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認しなければならない。
(個別信用購入あつせん業者の資産の合計額から負債の合計額を控除した額)の政令で定める金額は、五千万円とする。

(登録の手数料)

第二十九条 法第三十五条の三の二十七第五項の政令で定める額は、三万七千五百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律五百五十一号)第六条第一項の規

定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合には、三万四千四百円とする。

(法第三十五条の三の六十二において準用する法第八条第六号の政令で定める法律)

第三十条 法第三十五条の三の六十二において準用する法第八条第六号の政令で定める法律は、(法第三十五条の三の六十二において準用する法第八条第六号の政令で定める法律)

とする。

第三十一条 法第三十五条の十八第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を經濟産業大臣に提出してしなければならない。
(認定割賦販売協会の認定の申請)
2 前項の申請書には、定款その他經濟産業省令で定める書類を添付しなければならない。
(消費經濟審議会及び消費者委員会への諮問)
3 法第三十六条第二項の規定による諮詢问题是、次の各号に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費經濟審議会及び消費者委員会に対してするものとする。
一 経済産業大臣 消費經濟審議会
二 内閣總理大臣 消費者委員会

第三十二条 法第三十六条第五号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所管する大臣、消費者委員会

第三十三条 法第四十条第一項の規定により經濟産業大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣が法第二条第一項第一号に規定する割賦販売(以下この項において單に「割賦販売」という。)を業とする者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

一 指定商品の販売額並びに当該指定商品の割賦販売の方方法及びその方法による割賦販売額を業とする者から報告をさせることができる事項は、次のとおりとする。

二 指定商品の割賦販売価格に対する第一回の賦払金の額の割合、指定商品の割賦販売に係る代金の支払の期間その他の割賦販売の方法に

より指定商品を販売する契約に関する事項

三 指定商品の割賦販売に係る代金債権の回収の状況

4 法第四十条第三項の規定により經濟産業大臣が許可割賦販売業者から報告をさせることができることとする。

5 法第四十条第三項の規定により經濟産業大臣が個別信用購入あつせん業者に対し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることがで

きる事項は、次のとおりとする。

一 財産の状況に関する事項

二 前払式割賦販売に係る業務の運営に関する事項

三 兼營事業に関する事項

4 法第四十条第二項の規定により内閣總理大臣が許可割賦販売業者から報告をさせることができることとする。

5 法第四十条第三項の規定により經濟産業大臣が個別信用購入あつせん業者と締結した個別信用購入あつせんに係る契約の内容及びその締結の状況

6 法第三十五条の三の五第一項の規定による調査に関する事項

7 法第三十五条の三の五第一項本文の規定による調査に関する事項

8 法第三十五条の三の五第一項本文の規定による調査に関する事項

9 法第三十五条の三の二第一項第十号に規定する体制の整備の状況(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

10 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録包括信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

11 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

12 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

13 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

14 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

15 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

16 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

17 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

18 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

19 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

20 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

21 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

22 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

23 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

24 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

25 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

26 法第三十五条の三の二第一項第十一号に規定する体制の整備の状況(登録個別信用購入あつせん業者に係るものに限る。)

信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が法第三十五条の三の五第一項第二号に該当する契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は締結の勧誘を行うに際し、当該勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり個別信用購入あつせんに係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が害されるそれがあり、経済産業大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、経済産業大臣が自らその事務を行ふことを妨げない。

一 法第三十五条の三の二十一第一項の規定による命令（法第三十五条の三の五第一項第二号に該当する契約に係るものであつて、同条又は第三十五条の三の七本文の規定に違反している場合におけるものに限る。次号において同じ。）に関する事務

二 法第三十五条の三の三十二第二項の規定による命令（当該個別信用購入あつせん業者が前号の規定により当該都道府県知事が行う法第三十五条の三の二十一第一項の規定による命令に違反している場合におけるものに限る。）に関する事務

三 前二号に掲げる事務に係る法第四十条第三項及び第十項並びに第四十一条第一項及び第五項に規定する事務

4 法第四十条第一項及び第五項並びに第四十一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて許可割賦販売業者は法第三十五条の三の六十一年の許可を受けた者でその営業所及び代理店が一の都道府県内のみにあるものに係るのは、当該都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行ふことを妨げなければならない。

5 第一項本文、第二項本文及び第三項本文の場合においては、法中第一項本文、第二項本文及び第三項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に關する規定（法第三十五条の三の二十一第一

二項及び第三項並びに第三十五条の三の三十二第五条の三の二十五及び第三十五条の三の二十第三項及び第四項の規定を除く。）は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

（権限の委任）

第三十六条 法に基づく経済産業大臣の権限であつて次に掲げるものは、割賦販売業者、包括信

用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、クレジットカード番号等取扱業者、クレジ

ットカード番号等取扱受託業者若しくはクレジ

ットカード番号等取扱契約締結事業者又は指定

信用情報機関を利用する者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとす

る。ただし、第一号から第三号まで、第五号、第七号及び第九号から第十三号までに掲げる權

限は、経済産業大臣が自らその権限を行ふことを妨げない。

二 法第十六条第二項（法第十八条第二項及び第二十二条第三項（これらの各規定を法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）並びに第三十五条の三第一項、第三十五条の三の二十一第一項に該当する場合を含む。）並びに第十八条の四第一項、第十八条の五第三項及び第五項、第二十条の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十二条の三第一項から第三項まで及び第五項に規定する場合を含む。）

三 法第三十五条の三の二十一第一項の規定に基づく権限

一 法第十条第一項の規定に基づく権限（経済産業大臣以外の大臣がその流通を所掌する商品に係るものを除く。）

二 法第十六条第二項（法第十八条第二項及び第二十二条第三項（これらの各規定を法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）並びに第十八条の四第一項、第十八条の五第三項及び第五項、第二十条の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十二条の三第一項から第三項まで及び第五項に規定する場合を含む。）

三 法第三十五条の三の二十一第一項の規定に基づく権限

一 法第十条第一項の規定に基づく権限（絏

济産業大臣以外の大臣がその流通を所掌する商

品に係るもの）を除く。）

二 法第三十五条の三第一項、第三十五条の三の二十一第一項に該当する場合を含む。）並びに第十八条の四第一項、第十八条の五第三項及び第五項、第二十条の三第一項から第三項まで及び第五項、第二十二条の三第一項から第三項まで及び第五項に規定する場合を含む。）

三 法第三十五条の三の二十一第一項の規定に基づく権限

一 法第十六条第二項（法第十八条第二項及び第二十二条第三項（これらの各規定を法第三十五条の三の二十一第一項に該当する場合を含む。）並びに第十八条の四第一項、第十八条の五第三項及び第五項、第二十条の三第一項から第三項まで及び第五項に規定する場合を含む。）

三 法第三十五条の三の二十一第一項、第三十五条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

一 法第三十二条第一項、第三十三条及び第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

三 法第三十五条の三の二十一第一項、第三十三条及び第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

一 法第三十二条第一項、第三十三条及び第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

三 法第三十五条の三の二十一第一項、第三十三条及び第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

一 法第三十二条第一項、第三十三条及び第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

三 法第三十五条の三の二十一第一項、第三十三条及び第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

三 法第三十五条の三の二十一第一項、第三十三条及び第三十四条の二第一項、第二項及び第五項並びに第三十四条の四の規定に基づく権限

六 法第三十五条の三の二十四第一項、第三十五条の三の二十一第一項に該当する場合を含む。）、法第三十五条の三の二十七第二項において準用する法第三十五条の三の二十一第一項（これらの各規定を法第三十五条の三の二十八第一項及び第二項、第三十五条の三の二十九並びに第三十五条の三の三十三第一項、同条第二項において準用する法第三十五条の三の二十九並びに第三十五条の三の二十七第二項において準用する法第三十五条の三の二十八第一項及び第二項、第三十五条の三の三十五において準用する法第二十六条第一条第一項の規定に基づく権限）。

及び第四項、第三十六条第二項並びに第四十一項の二の規定による権限とする。

1 この政令は、法の施行の日（昭和三十六年十二月一日）から施行する。

附 則 （昭和三八年一〇月二十五日政令第六〇号）

この政令は、昭和三十九年一月一日から施行する。

附 則 （昭和四三年七月二六日政令第二百四号）

この政令は、昭和四十三年八月二十五日から施行する。

附 則 （昭和四七年一二月一四日政令第一一〇号）

この政令は、昭和四十八年三月十五日から施行する。

表の作成、公示及び通知並びに配当の実施については、なお従前の例による。

6 この政令の施行前に旧令第七条第一項の規定によりされた公示で、この政令の施行の際その公示に係る同項の期間が経過していないものは、新令第七条第二項の規定によりされた公示とみなす。

附則 (昭和五〇年一〇月一七日政令第二九九号) (施行期日) この政令は、昭和五十年十月二十五日から施行する。

1 この政令は、昭和五十四年六月一日から施行する。

二九九号 (昭和五四年四月二七日政令第一二三号) (施行期日) 二の政令は、昭和五十四年六月一日から施行する。

（経過措置） 1 この政令の施行前に締結された改正後の別表第一に掲げる指定商品のうち改正前の同表に掲げられていないもの（以下「追加指定商品」という。）に係る割賦販売の契約については、割賦販売法（以下「法」という。）第四条、第五条及び第二項並びに第六条の規定は、適用しない。

2 この政令の施行前に締結した契約で、割賦販売法（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法又は同条第二項第一号に規定するロート携帯販売の方法により改正後の一號の別表第一第一号、第八号の二、第三十二号の二又は第三十二号の三に掲げる指定商品（以下「追加指定商品」という。）を販売するもの並びにこの政令の施行前に割賦販売業者又はロート携帯販売業者が受けた申込みで、同条第一項第一号に規定する割賦販売の方法又は同条第二項第一号に規定するロート携帯販売の方法により追加指定商品を販売する契約に係るもの及びこの政令の施行後当該申込みに係る契約が締結された場合における当該契約については、法第四条の三（法第二十九条の四において準用する場合を含む。）及び割賦販売法の一部を改正する法律附則第三項の規定は、適用しない。

3 この政令の施行前に割賦販売業者又はロート携帯販売業者が受けた追加指定商品に係る割賦販売契約等がこの政令の施行後に締結された場合におけるその割賦販売契約等又はこの政令の施行前に締結された追加指定商品に係る割賦販売契約等について、法第四条の三第一項並びに第六条第一項の規定は、適用しない。

4 この政令の施行前に割賦販売業者が受けた追加指定商品に係る割賦販売契約等がこの政令の施行後に締結された場合におけるその割賦販売契約等又はこの政令の施行前に締結された追加指定商品に係る割賦販売契約等について、法第二十九条の四において準用する場合を含む。の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前に締結された追加指定商品に係るロート携帯販売の契約については、法第二十九条の三の規定は、適用しない。

附則 (昭和五九年五月一五日政令第一三五号) (抄) 1 この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

2 この政令は、昭和五十年十月二十五日から施行する。

3 この政令は、昭和五十四年六月一日から施行する。

4 この政令の施行前に締結された追加指定商品に係る割賦販売契約等がこの政令の施行後に締結された場合におけるその割賦販売契約等又はこの政令の施行前に締結された追加指定商品に係る割賦販売契約等について、法第四条の三第一項から第四項まで（法第二十九条の四において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

5 この政令の施行前に締結された追加指定商品に係るロート携帯販売の契約については、法第二十九条の三の規定は、適用しない。

附則 (昭和五九年五月一五日政令第一三五号) (抄) 1 この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

附則 (昭和五九年一〇月一三日政令第三〇号) (抄) 1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

2 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

3 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

4 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

5 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

第一条 (施行期日) この政令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

附則 (平成七年七月五日政令第二八五号) (施行期日) この政令は、平成八年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成八年四月一日から施行する。

2 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

3 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

4 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

5 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

「割賦販売等の方法」という。により改正後の割賦販売法施行令（以下この条において「新令」という。）別表第一の二に掲げる指定権利を販売し、又は新令別表第一の三に掲げる指定権利を提供するものについては、適用しない。法第四条の二（法第二十九条の四及び第三十条において準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行前に割賦販売業者、ロート携帯販売業者又は割賦購入あつせん関係販売業者が受けた申込みで、割賦販売等の方法により新令別表第一の二に掲げる指定権利を販売する契約又は新令別表第一の三に掲げる指定権利を提供する契約に係るものについては、適用しない。

提携販売業者若しくは割賦購入あつせん関係役務提供事業者が受けた申込みで、割賦販売等の方法により新令別表第一の二に掲げる指定権利を販売する契約若しくは新令別表第一の三に掲げる指定権利を販売する場合における当該契約については、法第二条第一項第一号に規定するロート携帯販売の方法により追加指定商品を販売するものについては、法第二条第一項第一号に規定する割賦販売の方法により正規の登録割賦購入あつせん業者である者についての新令第三条第二項の規定の適用について、新令第三条第二項の規定の適用については、この政令の施行の日から四年間は、同項中「五十以上の営業所又は代理店を有する法人にあつては一億円、十以上五十未満」とあるのは「十以上」と、「五千万円」とあるのは「三百万円」と、「三千万円」とあるのは「百万円」とする。

2 この政令の施行際に法第三十一条に規定する登録割賦購入あつせん業者である者については、この政令の施行前に割賦販売等の方法により新令第三条第二項の規定の適用について、新令第三条第二項の規定の適用については、この政令の施行の日から四年間は、同項中「二千円」とあるのは、「二百円」とする。

3 この政令の施行際に法第三十一条に規定する登録割賦購入あつせん業者である者については、この政令の施行前に割賦販売等の方法により新令第三条第二項の規定の適用については、この政令の施行前に割賦販売等の方法により新令第三条第二項の規定の適用については、この政令の施行前に購入者又は役務の提供を受けた申込みで割賦販売等の方法により新令別表第一の二に掲げる指定権利を販売し、若しくは新令別表第一の三に掲げる指定権利を販売し、若しくは新令別表第一の三に掲げる指定権利を販売するものについては、適用しない。

4 法第二十九条の四第二項及び第三項の規定は、この政令の施行前に購入者又は役務の提供を受けた者が法第二条第二項第一号又は第二号に規定するロート携帯販売の方法により購入する契約を締結した新令別表第一の二に掲げる指定権利又は受領する契約を締結した新令別表第一の三に掲げる指定権利に係る分賃返済金又は弁済金については、適用しない。

5 法第三十条の四及び第三十条の五の規定は、この政令の施行前に購入者又は役務の提供を受けた者が法第二条第二項各号に規定する割賦販売の方法により購入する契約を締結した新令別表第一の二に掲げる指定期權利又は受領する契約を締結した新令別表第一の三に掲げる指定権利に係る支払分又は弁済金については、適用しない。

販売等の方法により追加指定商品を販売する契約に係るものについては、適用しない。

3 法第四条の四 第二十九条の三の三及び第三十条の二の三の規定は、この政令の施行前に割賦販売業者ローン提携販売業者若しくは割賦購入あっせん関係販売業者が受けた申込みで割賦販売等の方法により追加指定商品を販売する契約に係るもの若しくは当該申込みに係る契約がこの政令の施行後に締結された場合における当該契約又はこの政令の施行前に締結した契約で割賦販売等の方法により追加指定商品を販売するものについては、適用しない。

4 法第二十九条の四第二項及び第三項の規定は、この政令の施行前に購入者が法第二条第二項に規定するローン提携販売の方法により購入する契約を締結した追加指定商品に係る分割返済金又は弁済金については、適用しない。

5 法第三十条の二の四及び第三十条の三の規定は、この政令の施行前に締結した契約で法第二条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る販売の方法により追加指定商品を販売するものに係る割賦購入あっせんについては、適用しない。

6 法第三十条の四及び第三十条の五の規定は、この政令の施行前に購入者が法第二条第三項に規定する割賦購入あっせんに係る購入の方法により購入する契約を締結した追加指定商品に係る支払分又は弁済金については、適用しない。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一二八号) 抄

(施行期日) 平成一八年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日) 平成一九年一二月一二日政令第一二八号抄

第一条 この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年一二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二一日政令第一二八〇号) 抄

(施行期日) 平成二十一年十月一日から施行する。

第一条 この政令は、株式等の取引に関する決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三日政令第一一八号) 抄

(施行期日) 平成二一年四月三日から施行する。

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(次条及び附則第三条において「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、同条の規定は、改正法の施行の際既に改正法第三条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条及び次条において「新法」という。)第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を新法第三十条の六において準用する新法第四条の二に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することにつき同条の規定の例により利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者から得て承諾するものとし、同条の規定により新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することにつき利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者から得た承諾とみなす。

第二条 改正法の施行の際既に改正法第三条の規定による改正後の割賦販売法(以下この条及び次条において「新法」という。)第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を新法第三十条の六において準用する新法第四条の二に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することにつき同条の規定の例により利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に相当する者から得て承諾するものとし、同条の規定により新法第三十条の二の三第一項から第三項までに規定する書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することにつき利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者から得た承諾とみなす。

第三条 改正法附則第五条第二十九項の規定による新法第三十五条の三の十九第四項に規定する政令の制定の立案のための消費経済審議会及び政令の制定の立案のための諮問は、次の各号に掲げる主務大臣が、当該各号に定める消費経済審議会及び消費者委員会に対してするものとする。

第一条 この政令は、内閣総理大臣 消費者委員会 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)第十条の規定による改正後の割賦販売法第四十六条第五号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行なう事業を所管する大臣 消費経済審議会 附 則 (平成二一年八月一四日政令第二一七号) 抄

(施行期日) 平成二一年八月一四日から施行する。

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四十八号)の施行の日(平成二十二年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年一二月一四日政令第二三五号) 抄

(施行期日) 平成二二年一二月一四日から施行する。

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十年法律第七十四号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十二年十二月十七日)から施行する。

附 則 (平成二二年一二月一四日政令第二三五号) 抄

(施行期日) 平成二二年一二月一四日から施行する。

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年一二月一六日政令第二四二号) 抄

(施行期日) 平成二七年一二月一六日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月一四日政令第二九八号) 抄

(施行期日) 平成二九年一二月一四日から施行する。

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年一二月一六日政令第二四二号) 抄

(施行期日) 平成二七年一二月一六日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月一四日政令第二九八号) 抄

(施行期日) 平成二九年一二月一四日から施行する。

第一条 この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定 第三十四条第四号の改正規定(「第三十四条の二(第三項)」を「第三十四条の二第五項」に改める部分に限る。)

二 第三十三条第六号の改正規定(第三十三条第六号を「第三十二条第三項」を「第三十五条の三の三十二第五項」に改める部分に限る。)

第一条 この政令は、別表第一の二の改正規定及び別表第一の三の改正規定 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十号)の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日) 令和元年一二月一三日から施行する。

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月一六日政令第三五一号) 抄

(施行期日) 令和二年一二月一六日から施行する。

第一条 この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十四号)の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

別表第一(第一条関係)

一 動物及び植物の加工品(一般的の飲食の用に供されないものの限る。)であつて、人が摂取するもの(医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項の医薬品をいう。)を除く。)

二 真珠並びに貴石及び半貴石

三 幅が十三センチメートル以上の織物

四 衣服(履物及び身の回り品を除く。)

五 ネクタイ、マフラー、ハンドバッグ、かばん、傘、つえその他の身の回り品及び指輪、ネックレス、カフスボタンその他の装身具

六 履物

七 床敷物、カーテン、寝具、テーブル掛け及びタオルその他の繊維製家庭用品

八 家具及びついたて、びようぶ、傘立て、金庫、ロッカーその他の装備品並びに家庭用洗濯用具、屋内装飾品その他の家庭用装置品(他の号に掲げるものを除く。)

九 なべ、かま、湯沸かしその他の台所用具及び食卓用ナイフ、食器、魔法瓶その他の食卓用具

十 書籍

十一 ピラ、パンフレット、カタログその他これらに類する印刷物

第一条 この政令は、内閣総理大臣 消費者委員会 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)第十条の規定による改正後の割賦販売法第四十六条第五号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行なう事業を所管する大臣 消費経済審議会 附 則 (平成二一年八月一四日政令第二一七号) 抄

(施行期日) 平成二一年八月一四日から施行する。

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四十八号)の施行の日(平成二十二年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年一二月一四日政令第二三五号) 抄

(施行期日) 平成二二年一二月一四日から施行する。

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年一二月一六日政令第二四二号) 抄

(施行期日) 平成二七年一二月一六日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月一四日政令第二九八号) 抄

(施行期日) 平成二九年一二月一四日から施行する。

第一条 この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定 第三十四条第四号の改正規定(「第三十四条の二(第三項)」を「第三十五条の三の三十二第五項」に改める部分に限る。)

第一条 この政令は、別表第一の二の改正規定及び別表第一の三の改正規定 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十号)の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日) 令和元年一二月一三日から施行する。

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月一六日政令第三五一号) 抄

(施行期日) 令和二年一二月一六日から施行する。

第一条 この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十四号)の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

別表第一(第一条関係)

一 動物及び植物の加工品(一般的の飲食の用に供されないものの限る。)であつて、人が摂取するもの(医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項の医薬品をいう。)を除く。)

二 真珠並びに貴石及び半貴石

三 幅が十三センチメートル以上の織物

四 衣服(履物及び身の回り品を除く。)

五 ネクタイ、マフラー、ハンドバッグ、かばん、傘、つえその他の身の回り品及び指輪、ネックレス、カフスボタンその他の装身具

六 履物

七 床敷物、カーテン、寝具、テーブル掛け及びタオルその他の繊維製家庭用品

八 家具及びついたて、びようぶ、傘立て、金庫、ロッカーその他の装備品並びに家庭用洗濯用具、屋内装飾品その他の家庭用装置品(他の号に掲げるものを除く。)

九 なべ、かま、湯沸かしその他の台所用具及び食卓用ナイフ、食器、魔法瓶その他の食卓用具

十 書籍

十一 ピラ、パンフレット、カタログその他これらに類する印刷物

第一条 この政令は、内閣総理大臣 消費者委員会 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四十九号)第十条の規定による改正後の割賦販売法第四十六条第五号の当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所管する大臣又は当該役務の提供を行なう事業を所管する大臣 消費経済審議会 附 則 (平成二一年八月一四日政令第二一七号) 抄

(施行期日) 平成二一年八月一四日から施行する。

第一条 この政令は、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四十八号)の施行の日(平成二十二年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二二年一二月一四日政令第二三五号) 抄

(施行期日) 平成二二年一二月一四日から施行する。

第一条 この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年十一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成二七年一二月一六日政令第二四二号) 抄

(施行期日) 平成二七年一二月一六日から施行する。

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一二月一四日政令第二九八号) 抄

(施行期日) 平成二九年一二月一四日から施行する。

第一条 この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年六月一日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定 第三十四条第四号の改正規定(「第三十四条の二(第三項)」を「第三十五条の三の三十二第五項」に改める部分に限る。)

第一条 この政令は、別表第一の二の改正規定及び別表第一の三の改正規定 特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成二十八年法律第六十号)の施行の日(平成二十九年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和元年一二月一三日政令第一八三号) 抄

(施行期日) 令和元年一二月一三日から施行する。

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月一六日政令第三五一号) 抄

(施行期日) 令和二年一二月一六日から施行する。

第一条 この政令は、割賦販売法の一部を改正する法律(令和二年法律第六十四号)の施行の日(令和三年四月一日)から施行する。

別表第一(第一条関係)

一 動物及び植物の加工品(一般的の飲食の用に供されないものの限る。)であつて、人が摂取するもの(医薬品(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項の医薬品をいう。)を除く。)

二 真珠並びに貴石及び半貴石

三 幅が十三センチメートル以上の織物

四 衣服(履物及び身の回り品を除く。)

五 ネクタイ、マフラー、ハンドバッグ、かばん、傘、つえその他の身の回り品及び指輪、ネックレス、カフスボタンその他の装身具

六 履物

七 床敷物、カーテン、寝具、テーブル掛け及びタオルその他の繊維製家庭用品

八 家具及びついたて、びようぶ、傘立て、金庫、ロッカーその他の装備品並びに家庭用洗濯用具、屋内装飾品その他の家庭用装置品(他の号に掲げるものを除く。)

九 なべ、かま、湯沸かしその他の台所用具及び食卓用ナイフ、食器、魔法瓶その他の食卓用具

十 書籍

十一 ピラ、パンフレット、カタログその他これらに類する印刷物

シャープペンシル、万年筆、ボールペン、インクスタンプ、定規その他これらに類する事務用品	印章
太陽光発電装置その他の発電装置	四 十四
十五 電気ドリル、空気ハンマその他の動力付き手持ち工具	十五
十六 ミシン及び手編み機械	十六
十七 農業用機械器具（農業用トラクターを除く）及び林業用機械器具	十七
十八 農業用トラクター及び運搬用トラクターひょう量二トン以下の台手動はかり、ひょう量百五十キログラム以下の指示はかり及び皿手動はかり	十八
二十 時計（船舶用時計、塔時計その他の特殊用途用の時計を除く。）	二十
二十一 光学機械器具（写真機械器具、映画機械器具及び電子応用機械器具を除く。）	二十一
二十二 写真機械器具	二十二
二十三 映画機械器具（ハミリ用又は十六ミリ除く。）	二十三
二十四 事務用機械器具（電子応用機械器具を除く。）	二十四
二十五 物品の自動販売機	二十五
二十六 医療用機械器具	二十六
二十七 はさみ、ナイフ、包丁その他の利器、のみ、かんな、のこぎりその他の工道具及びつるはし、ショベル、スコップ等の他の道具	二十七
二十八 浴槽、台所流し、便器その他の衛生器具（家庭用井戸ポンプを含む。）	二十八
二十九 净水器	二十九
三十 レンジ、天火、こんろその他の料理用具及び火鉢、こたつ、ストーブその他の暖房用具（電気式のものを除く。）	三十
三十一 はん用電動機	三十一
三十二 家庭用電気機械器具	三十二
三十三 電球類及び照明器具	三十三
三十四 電話機及びファクシミリ	三十四
三十五 インターホーン、ラジオ受信機、テレビジョン受信機及び録音機械器具、レコードプレーヤーその他の音声周波機械器具	三十五
三十六 レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、映像又はプログラムを記録した物	三十六
三十七 自動車及び自動二輪車（原動機付き自転車を含む。）	三十七

三十八 自転車	三十九 運搬車（主として構内又は作業場において走行するものに限る。）、人力けん引車及び畜力車
四十 ボート、モーター、ボート及びヨット（運動用のものに限る。）	四十
四十一 パーソナルコンピュータ	四十一
四十二 網漁具、釣漁具及び漁綱	四十二
四十三 眼鏡及び補聴器	四十三
四十四 家庭用の電気治療器、磁気治療器及び医療用物質生成器	四十四
四十五 コンドーム	四十五
四十六 化粧品	四十六
四十七 囲碁用具、将棋用具その他の室内娯楽用具	四十七
四十八 おもちゃ及び人形	四十八
四十九 運動用具（他の号に掲げるものを除く。）	四十九
五十 滑り台、ぶらんこ及び子供用車両	五十
五十三 喫煙具	五十三
五十四 楽器	五十四

別表第一の二（第一条関係）	一 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減ずるための施術を行ふこと（次号に掲げるものを除く。）
二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、又は体重を減じ、又は歯牙を漂白するための施術（次号に掲げるものを除く。）	二 人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、体重を減じ、又は歯牙を漂白するための医学的処置、手術及びその他の治療を行うこと。
三 保養のための施設又はスポーツ施設を利用されること。	三 保養のための施設又はスポーツ施設を利用されること。
四 家屋、門又は扉の修繕又は改良	四 家屋、門又は扉の修繕又は改良
五 語学の教授（学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三十四条第一項に規定する各種学校の入学試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）	五 語学の教授（学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三十四条第一項に規定する各種学校の入学試験に備えるため又は同法第一条に規定する学校（大学を除く。）における教育の補習のための学力の教授に該当するものを除く。）
六 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）	六 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）
七 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）	七 入学試験に備えるため又は学校教育の補習のための学力の教授（次号に規定する場所以外の場所において提供されるものに限る。）

八 電子計算機又はワードプロセッサーの操作にに関する知識又は技術の教授を受ける権利	八 電子計算機又はワードプロセッサーの操作にに関する知識又は技術の教授を受ける権利
九 結婚を希望する者を対象とした異性の紹介	九 結婚を希望する者を対象とした異性の紹介
十 家屋における有害動物又は有害植物の防除	十 家屋における有害動物又は有害植物の防除
一一 技芸又は知識の教授（第五号から第八号までに掲げるものを除く。）	一一 技芸又は知識の教授（第五号から第八号までに掲げるものを除く。）
一二 葬式のための祭壇の貸与その他の便益の提供及びこれに附随する物品の給付	一二 葬式のための祭壇の貸与その他の便益の提供及びこれに附隨する物品の給付
別表第二（第一条関係）	別表第二（第一条関係）
一 婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供、衣服の貸与その他の便益の提供及びこれに附隨する物品の給付	一 婚礼（結婚披露を含む。）のための施設の提供、衣服の貸与その他の便益の提供及びこれに附隨する物品の給付
二 二	二 二